

法案における会長の選任および会員選考についての問題点

－とくに移行期の措置について－

2025-5-20 広渡清吾

1. 会長の選任

(1) 選任方式の変更－自由な投票から決議方式へ

法案 11 条は「会長は・・・会員のうちから総会がその決議により、選任する」と規定する。現行法は「会長は会員の互選により定める」（8 条 2 項）であり、法文の比較でも、すでに差異がある。現行制度では、候補者を特定せず、会員が無記名で 1 票投票し、過半数獲得者がでるまで繰り返し投票、3 回目で上位 2 名の決選投票、という方式（細則 2 条 2 項）が採られている。法案はこれを排除して決議方式をとるから、誰かが、あるいはあるグループが特定の候補者を推薦し、これを審議し、可否を問うという形になろう。現行の自由な選挙制から変化し、組織化されたトップ選びになっている。決議は総会の通常方式（過半数の出席、出席者の過半数で決定、可否同数は議長の決定による）で成立する。

(2) 移行期における露骨な干渉－内閣総理大臣による会長職務代行者の指名

法案附則 8 条は、新法人設立後の最初の総会で会長が選ばれるまで、内閣総理大臣が予定された会員候補者のなかから会長職務代行者を指名することを規定する。代行者は最初の総会の議長となる。つまり、代行者の差配のもとに、新会長選任の総会が行われる。お互いよく知らない 125 名プラス 105 名の会合で、首相指名の議長役の役割が實際上どれほど強力かは想像できる。

法案附則 9 条は、さらに内閣総理大臣がこの代行指名権を設立委員のうち「優れた研究又は業績がある科学者」である者に委任するとしている（同 2 項）。これは、内閣総理大臣が会長選任に影響力を行使したと言わせないための防衛策だと思われる。しかし、委任とは、その実質において受任者が委任者の意思と利益をはかって行為する関係であり、内閣総理大臣の意向が決定的に重要である。法人化後の初代会長がだれになるかは、会員構成とならんで、新学術会議の在り方を大きく左右する。制度的に、会長職は再選可能で 6 年間、また、会員職も再選可能で 12 年間継続しうる。新法人の運営にとってこうした制度的可能性が意味するところは看過できない。

会長職務代行者は、法人化後の最初の総会を議長として仕切る。この総会は、総会の議事規則も含めて、新学術会議の運営についての規則などを審議して決定しなければならない。その議案は、会長職務代行者が提出する。では職務代行者が一人で議案を準備するのか。衆院内閣委の審議で、この点の質疑が行われたが、政府の答弁は明確でない。これについて、職務代行者に議案の作成などに協議の相手方が必要だと考えるのならば、現会員による移行準備委員会の設置などを規定し、法的な明確化を図るべきである。政府の計画

によれば、法案成立から新法による法人設立まで1年半近く準備期間がある。

2. 新法人の会員選考について

これは2つのレベルがある。法案が予定する定常状態での通常の会員選考方式と、もう

一つは、新法人出発時の始原会員の選考についてである。

(1) 新法人の会員の法的地位

法案によれば、会員（9条全6項）は会員数250名、「優れた業績又は研究がある科学者のうちから、第28条から第33条までに定めるところにより、総会が選任する」とされる。会員は、任期6年、1回限り再任可、政府・地方公共団体（非常勤および政令で定める教育公務員、研究公務員を除く）の職員は会員となれず、定年75歳、誕生日をすぎたからの9月30日で任期終了とされている。

会員数が210から40名増、再任可、定年75歳への改変は、会員の活動経験の継承性を重視したものであろう。ただし、重要な問題は、連携会員制を規定せず、学協会との関係づけにまったくの関心を示さず、学術会議が科学者の代表機関であり、科学者コミュニティとどう連携を保つかという視点を欠くことである。

(2) 定常状態における会員選考

① 会員候補者選定委員会の設置－委員会による会員の解任申し立て権の問題性

会員によって構成する会員候補者選定委員会（法案25条）が設置される。委員を10－

20人の範囲で総会において選任、任期3年であり、選定委員会は候補者の業績審査のために「分野別業績審査委員会」を選任する（この委員が会員のうちからとは明示されていない）。

選定委員会の任務は、候補者の選定、総会で決定する選定方針案の作成、および総会に対して会員の解任の求めを行うことである（第32条2項「会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる」）。会員の解任制度は、現行法の会員についての考え方と本質的に異なり、法人化が学術会議の管理・監督のシステム化であることの産物である。

会員解任制度は、衆院内閣委の審議で、坂井大臣の答弁によって深刻な論点として前面にでてきた。坂井大臣は答弁で「特定の主張やイデオロギーを繰り返すような会員は解任できることになっている」と述べた。そもそも現行学術会議法にない会員解任制度が何を目的としているのか、どのような会員観に立っているのか、「著しく不適当な行為」とは何か、具体的適用例を示せばどうなるのか、大臣答弁のような事例、繰り返される主張・イデオロギーとは何を考えているのか、など会員解任制度の疑問が質される必要がある。

もう一つ見逃せない問題は、法人成立後の次期会員（第28期）候補者選考について、

法人化前から会員であった承継会員に会員候補者選考に関わらせないためであろうか、第 28 期の会員候補者選考のための、会員候補者選定委員会は、会員からではなく、第 27 期の会員候補者を選考した特別選考委員会の委員のなかから総会で選任することとしている。そうだとすると、会員の解任を総会に求める会員候補者選定委員会の権限を、会員でない科学者が行使することになってしまう。ここまで変則的な制度を置く理由は何か。ここには、現会員（204 名、第 28 期については承継会員である 105 名）を会員候補者選定に関わらせたくない、コ・オペレーション制に基づく会員の人的連続性をどうしても断ち切りたいという制度設計者の意思が示されているのではないかと問題である。ではなぜ、現行学術会議法に基づき適法に就任した 204 名の会員（第 27 期においては 105 名）をそのように取り扱うのかが明らかにされなければならない。この点は、あらためて後述する。

②選定助言委員会の設置－内閣総理大臣監督権の媒介システム

会員の選定委員会と並んで選定助言委員会（法案 26 条）が設置される。委員は会員外の

「優れた研究又は業績を有する科学者」の 5－7 名で構成し、総会が選任、3 年任期であり 1 回かぎり再任が認められる。委員会の任務は、選定方針の作成に意見をのべること、候補者選定委員会から諮問をうけることである。

会員外の科学者を選考に関与させることそれ自体は、科学者コミュニティ全体による選考関与として確かに位置づけうる。委員の要件を「優れた研究又は業績を有する科学者」とし、会員の選考基準と同様に規定していることは、会員選考に外から作用を及ぼすものという批判を回避する狙いがある。しかし、選定助言委員会は、選定方針に関わり、これに対する学術会議側の対応の在り方が、監事の業務監査ないし評価委員会の評価の対象となりうる。それゆえ、選定助言委員会について、科学者が構成する内部の委員会として科学者コミュニティ全体による選考関与として位置づけうる、というのは不的確であり、法人に対する内閣総理大臣の監督権の媒介システムの 1 つとして把握しなければならない。

③法案と現行制度との差異－候補者推薦の無限定的拡大

法案の選任方式と現行学術会議法（およびその下での自主法規制）との違いは、次の通りである。

第 1 に、会員選任が「選考委員会が選定した会員候補者のうちから総会の決議により行う」（法案 29 条 1 項）として「うちから」と規定するので、定数に応じて作成された候補者名簿を承認するという方式でなく、定数を超える候補者について賛否を投票することが予定されていると考えられる。

第 2 により重要な点は、「会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他幅広い候補者を得る

ために必要な措置を講じなければならない」(法案 30 条 2 項)と規定することである。現行方式では、会員と連携会員に 5 名の候補者(うち 2 名の会員候補者)推薦権を与え、その他学協会等(この「等」は直近では広い範囲に対して実施)から受ける「推薦」は「候補者情報の提供」と扱い、明確に区別している。前者の推薦権に基づく候補者はそのまま候補者選考対象者の名簿に記載されるが、後者は選考委員会の審議によって選考対象者名簿記載の適否が決定される。これに対して、法案は、会員の推薦と、幅広い関係者の推薦を選考過程で同じように扱うこととしている。

これは、厳密に言えば、「科学者コミュニティによる会員選考」の筋から外れている。法案のようにできるだけオープンに多様な関係者に推薦する範囲を広げたいという考えをとれば、国民一般に(国民も広い意味で関係者である)パブリック・コメント方式で推薦を求めるという制度も否定しえない。こうなれば、学術上のメリットを基準にして日本の科学者の代表を選任するという原理への適合性が問題となる。

第 3 に、現行方式は、会員による選考委員会を 3 部制と 30 の研究分野別委員会制を基礎にして形成し、基本において専門分野ごとの積み上げ方式で候補者選考を行いつつ、総合評価を行うというものであるが、法案は、総会選出の選考委員会が、分野別業績審査委員会を設置して選考を行うと規定し、どのような分野を設定するかなど実際の運営について「選定方針」が定めるとするにとどまる。そして、選定方針について会員外の組織である選定助言委員会が意見を述べる権限を持つので、この点を含めて、具体的選考がどのように行われるか不明である。

(3) 移行期の会員選考

① 移行期の特別方式—前例として援用される 2004 年改正法的方式

法案は、新法人下の最初の会員 125 名について、特別の選任方式を附則 3-7 条で規定す

る。このような特別方式の導入は、現学術会議が強く反対してきた論点の 1 つである。法案は、この特別方式の実効性(および説得性)を示すために(であろう)、2004 年法改正で実行された方式を採用している。2004 年法改正では、学協会推薦制による従来の会員選考が廃止され、法改正後は新たな 3 部制の下でコ・オプテーション制による会員選考が行われるものとされていたので、法改正後の第 20 期について始原会員選考の特別方式が不可欠であった。

法案が参照する 2004 年改正法の附則(3-6 条)によれば、法改正後の第 20 期始原会員

(210 名)の選考は、日本学術会議に置かれる日本学術会議会員候補者選考委員会が行うものとし、「学識経験のある者のうちから」会長が委員を任命するが、会長は委員の任命について、総合科学技術会議議員のうちから議長(内閣総理大臣)が指名する者および学士院長と協議をしなければならないとされた。また、委員会には調査のため専門委員をお

くことができ、専門委員は会長が任命し、こうして委員会は「優れた研究又は業績のある科学者」から会員候補者を選考し内閣総理大臣に推薦、これに基づき内閣総理大臣が任命する、とされている。

②2004 年方式と法案の特別方式の差異—この差異はそのまま法案方式の問題点

法案は、この方式をほぼ踏襲するが、異なる点は次のようである。第 1 に、会長が協議をする相手が、職指定（総合科学技術会議有識者議員、日本学士院長）でなく、一般に「科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い見識を有する者」、「学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い見識を有する者」のうちから内閣総理大臣が指名する者、とされ、内閣総理大臣の人選の範囲が広がられている。「学士院長」と規定すれば特定個人を法によって指名することになり、本人が内諾していなければ法文に書けないだろうから、そういう事情もあったかもしれないが、内閣総理大臣の裁量性が極めて強くなった。内閣総理大臣は、科学者コミュニティの代表と目されるような科学者をどのようにして指名するのだろうか。指名された科学者は、何を代表して、どのような責任をもって選考委員の選任に関与するのだろうか。

前回方式は、法によって個人を特定して、学術会議会員の特別選考を行う委員を選ぶという仕事をさせるのであるから、前回においてすでに、この個人はいったいどのような責任をもってこうした仕事を行うのかという問題が指摘されていた。今回につき、会長と首相指名の 2 人の科学者は、なるほど日本の科学者コミュニティを代表できる人物かもしれないが、この 3 名がすべての分野にわたる会員候補者選考を行うべき特別の選考委員を選びうるための、広範な専門的知見を持っていると言えるのか、実際にどうするのか、この選考委員会については政令で定めるとしているが、どのような内容を想定しているのか、明らかにされなければならない。

第 2 に、選考委員は、「優れた研究又は業績のある科学者」のうちから会長が任命するとされ、現会員を排除する明示の規定がない。この点につき、法案は、そもそも現会員を新法人下の新会員候補者選考に関与させないという考え方に立っており、また、前例として 2004 年改正法の際に選考委員に現会員が任命されたことはなかったと思われるので、現会員は選考委員として任命されないであろうと、当初は解釈されていた。

ところが、内閣府は、学術会議が示す懸念事項に対する回答において、現会員も特別選考委員にえられうる、という見解を示している。これは、学術会議に譲歩したと見られるが、その理由は、法案には、本来ならば現会員の持つコ・オプテーション制に基づく第 27 期会員候補者選考権を否認しているという問題があるからである。

法案附則では、第 27 期会員候補者は、特別の選考委員会が候補者名簿を作成し、これを会長に提出、会長は、幹事会の議を経て総会の承認によって内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣が指名し、会員候補者となり、法人成立時点で会員となる、と規定されている。このように、会員候補者選考のところで特別の方式を使うが、あとの手続きは、現学術会

議が行うものとし、その限りで手続上、現会員の次期会員候補者選考への関与を規定する。この手続きは、有識者懇談会がまったく想定せず、懇談会は 2004 年方式（特別選考委員会方式）のみを念頭に置いた（「最終報告」）。懇談会は、内閣府が現学術会議による承認手続きを法案附則で加えたことを「支持する」といつているが（法案閣議決定に際しての懇談会のコメント）、内閣府は、懇談会が気にしなかったこと、つまり、現会員のコ・オペレーション制に基づく次期会員候補者選考権を法案が否定することについて、一定の取り繕いの対応を試みたものと考えられる。法案であいまいなまにされていた現会員が特別の選考委員に選ばれうるかという点を肯定する内閣府の追加的メッセージは、これを裏書きするものである。

法案附則の移行期の会員候補者選考方式は、現会員の次期会員候補者選考権を、特別選考委員会方式の採用によって否認しながら、他方で候補者名簿案を現学術会議の審議手続きに乘せて承認させるものである。これは、現学術会議が法案の成立を認め、法案の予定する特別の会員候補者選考に協力するという見通しのもとに設計されている。しかし、現学術会議は、会長自ら、特別の選考方式の法定をとうてい受け入れられないと表明しており（2024 年 7 月会長声明）、法案審議中のいまも、法案に懸念を表明している。特別選考方式は、現会長が主導して首相指名の 2 名の科学者の協議から始めるものである。法案反対の現会長が、このプロセスを抵抗なく主導することになるかどうか、不明であろう。また、会長がそのように手続きして、特別選考委員会から候補者名簿が提出され、会長がこれを幹事会の議に付し、さらに総会の承認を求めたとして、法案に反対している現学術会議の幹事会、総会が会員候補者案にどのような対応をするか、これも不明である。衆院内閣委の質疑がこの論点に関わったとき、そういう場合には、特別選考委員会と学術会議が協議することになります、と答弁したが、特別委員会にそのような協議をする権限など法案には規定されていないし、そもそもそのような事態はまったく想定されていないのである。

第 3 に、選考の際の留意事項として、定常状態における選考と同様に「会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない」（附則 7 条 3 項）とされている。定常状態における選考について指摘したのと同様の問題がある。

③「承継会員」についての問題

第 26 期（2023 年 10 月）に就任した会員は、新法人設立（2026 年 10 月）の時点で 3 年任期を残している。この処遇について当初内閣府は、新法人の会員としない意向のようであったが学術会議側に譲歩し、有識者懇談会最終報告は、任期残存会員の新法人への移行を認めた。法案はこれを「承継会員」として新法人の会員となると規定した（附則 11 条）

承継会員の 105 名は、新法人の下で始原的に選ばれる 125 名の会員と並んで、新学会
議（2026 年 10 月以降、とりあえあえず「第 27 期」と表示する。以下「期」の表示は同
様）のメンバーであり運営に参加するが、その法的地位には新法が適用されず、再任なし、
定年 70 歳である。問題は、次期「第 28 期」（2029 年 10 月以降）の会員選考に関与でき
るかどうかである。第 27 期は、新法人下の 125 名の新会員と 105 名の承継会員が併存す
る。法案によれば、定常状態では、会員候補者選定委員会を総会で選任して第 28 期の 125
名を選考することになるはずである。では、105 名はこの委員に選任される資格をもつ
か。

有識者懇談会最終報告は、新法人への現会員 105 名の承継を認めつつ、新会員の 125 名
にのみ選考権を与えるという記述をしている（19-20 頁）。しかし、125 名と区別して 105
名に選定委員の被選資格を与えないとすれば、105 名に第二級劣後会員のレッテルをはる
ようなことになる。これがいやなら、105 名にも資格を与えるしかない。しかし、これを
排除するために法案は、附則で巧妙に対応している。

法案の附則 23 条は「会員の員数等に関する経過措置」という見出しで、移行期（法施
行日から 2029 年 9 月 30 日までの間）に会員数が 250 名でなく 230 名（125 プラス 105）
となること等と合わせて、法案 25 条 3 項中の「会員の」とあるのは「附則第 6 条第 3 項
に規定する候補者選考委員であった者」と読み替えることを規定する。つまり、第 27 期
における第 28 期 125 名の会員候補者選考については、会員候補者選定委員会を第 27 期
の会員（125 名プラス 105 名）からではなく、第 27 期の始原会員 125 名を選考する委員
であった者から総会で選任するというのである。この措置は、新法人下で、新会員 250 名
がでさうまで（第 28 期の最初の会員総会、2029 年 10 月）は定常状態でなく、移行期
と位置づけるということである。

立法者の意図は、新法人の会員選考に法人化以前の現会員を一切タッチさせない（とい
っても会員の選任は総会事項であり、承継会員が会員選任を決議する総会に参加すること
までは否定できない）、本来法人移行に際して 210 名すべてを入れ替えるべきであったの
だから、というものであろう。こうしてみると「承継会員」は、いわば 3 年間の捨扶持を
あたえられた存在というしかない。

④移行期の会員選任方式はコ・オペレーション制に適合しない

法案が提出されている時点での現会員は、第 25 期に就任し新法人設立の際に会員任期
を終了する 99 名（任命拒否で 6 名欠員）および第 26 期に就任し新法人に承継会員とし
て受け入れられる 105 名の計 204 名である。これらの会員は、現行法によって次期（第 27
期）会員候補者選考権があるにもかかわらず、法案が新法人下の 125 名の会員について始
原会員選任の特別方式を規定することによって、その選考権が否定される。

それでは、法案は、どのような理由によって、現会員の次期会員候補者選考権を奪うこ

とができるのか。2004 年法改正は、会員選考方式を学協会推薦制から現行のコ・オペレーション制に切りかえるものであり、当時の現行法にしたがって現会員（第 19 期会員）には次期会員選考についてなんらの権限もなかった。それゆえ、法改正後の始原会員を選考する特別の方式が不可欠であった。そのための会員候補者選考委員会を学識経験者から会長が任命し、その際、科学者コミュニティの実質的な代表的人物として日本学士院長および総合科学技術会議有識者議員から内閣総理大臣が指名する者と協議すべきこととされたのである。ここでは、科学者コミュニティにおいて会員選考を行うという原則的観点がともあれ存在した。

法案によれば、法人化によっても学術会議が「我が国の科学者の内外に対する代表機関」であることは変わらず（法案 1、2 条）、それゆえ会員選考が科学者の代表を選ぶことに変わりがない。法案は、これらを踏まえて、定常状態において、会員によって構成される会員候補者選定委員会の下で、分野別審査で会員候補者を選定し、総会がその候補者のうちから決議により選任すると規定する（法案 29 条）。これは、現行法が採用しているコ・オペレーション制の原理に立っている。そうであるとすれば、現行法の下で適法に選任（内閣総理大臣による任命を含む）された現会員の現行法に基づく次期会員候補者選考権を否定する理由はどこにもない。会長が内閣総理大臣の指名する 2 人の有識者と協議して発足させる始原会員選任のための会員候補者選考委員会は、現会長が任命するということによって、現在の学術会議がもつ次期会員候補者選考権を代替したかのように印象づける仕組みにすぎない。

特別方式の下での会員候補者選考委員会は、なるほど日本の科学者コミュニティのメンバーであるが、現会員が現行法に基づいて有する次期会員候補者選考権を否定し、それに代わって会員選考をおこなう正当性を主張しうるものではまったくない。以上のように考えると、会員選考のコ・オペレーション制の堅持を前提とする限り、法案の新法人への移行における会員選考の特別方式（第 27 期および第 28 期にわたる）採用は合理性がなく、現会員と法人化後の会員とのコ・オペレーション制に基づく連続性を断ち切りたいという政策的な恣意的な判断によるものとしか考えられない。